

和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 履修系統図

【資料 11】
履修系統図
理学療法学専攻

科目群	1年次				2年次				3年次				4年次				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
学部共通科目	一般教育科目	人文	東洋思想論	2	日本の文化	2											
			哲学	2	文化人類学	2											
		社会	日本国憲法	2	社会と法	2											
			社会福祉学	2													
			わかやま未来学	2													
		自然	統計学	2	物理学	2											
	数学		2	生物学	1												
	化学		2														
	外国語科目	英語	1	医学英語Ⅰ	1		医学英語Ⅱ	1									
				英会話	1												
	情報処理	情報処理演習Ⅰ	1	情報処理演習Ⅱ	1												
	スポーツ・健康科学	体育実技Ⅰ	1	体育実技Ⅱ	1	健康と体づくり	2	健康トレーニング演習	1	バイオメカニクス	2	健康スポーツ科学演習	1				
					スポーツトレーニング学	2			トレーナー実習	1							
総合教養科目	基礎ゼミナール	1	コミュニケーション演習	1	メディカルツーリズム論	2	心理学	2	薬膳食養概論	2				医療経営学	2		
			伝統医療論	2													
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学	2	解剖学演習Ⅱ	1	生理学演習Ⅱ	1	生理学演習Ⅲ	1	病理学演習	1						
		解剖学演習Ⅰ	1	解剖学演習Ⅲ	1	運動発達学	2	解剖生理学実習	1								
		生理学	2	生理学演習Ⅰ	1			公衆衛生学	2								
				人間発達学	2			病理学	2								
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進					リハビリテーション医学	2	内科学	2	栄養学	2	救急措置法演習	1		老年医学	2	
						神経内科学	2	神経内科学演習	1	薬理学	1				予防医学	2	
						整理外科学	2	整理外科学演習	1	精神医学	2						
						小児科学	2			臨床検査学	1						
						画像診断学	1										
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーションの理念	2	リスクマネジメント論	2					保健医療福祉概論	2	チーム医療論	2				
												医療情報学演習	1				
	専門科目	基礎理学療法学			運動学	2	運動学実習	1	生体活動計測・分析法演習	1		病態運動学演習	1				
					理学療法概論	1			理学療法研究の基礎	1		理学療法研究法演習Ⅰ	1		理学療法研究法演習Ⅱ	1	
		理学療法管理学									理学療法管理学	2					
		理学療法評価学	評価学総論	2	検査測定実習Ⅰ	1	検査測定実習Ⅱ	1		評価学各論	2	応用評価学演習	1				
理学療法治療学				運動療法学概論	2	義肢装具学	2	運動器障害理学療法学	2	運動器障害理学療法学実習	1	日常生活動作学実習	1		応用運動器障害理学療法学演習	1	
								脊髄障害理学療法学	2	物理療法学	2	神経系障害理学療法学実習	1		応用神経系障害理学療法学演習	1	
								発達障害理学療法学	2	脊髄障害理学療法学実習	1	呼吸・循環障害理学療法学Ⅱ	2		応用発達障害理学療法学演習	1	
								呼吸・循環障害理学療法学	2	神経系障害理学療法学	2	代謝疾患理学療法学	1		応用呼吸・循環障害理学療法学演習	1	
								義肢装具学実習	1	発達障害理学療法学実習	1	神経筋疾患理学療法学	1		臨床理学療法学演習Ⅰ	1	
									呼吸・循環障害理学療法学実習	1					臨床理学療法学演習Ⅱ	1	
地域理学療法学										高齢者理学療法学演習	1	生活環境学演習	1				
											地域理学療法学演習	1					
											レクリエーション演習	2					
臨床実習					臨床見学実習	2					臨床評価実習	4	総合臨床実習	14			

【履修系統図について】

- ・本学の開講科目がどのような分野に配置されているかがわかります。
- ・各科目が学年進行のどこに位置しているかがわかります。
- ・4年間で開講する全ての授業科目が記載されています。
- ・下線のある授業科目は必修科目を表します。
- ・科目毎のディプロマポリシーとの関係は色で示しています。

【理学療法学専攻 ディプロマポリシー】

- 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけま
 - 理学療法士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につけます。
 - 理学療法士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につけます。
 - 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養い
 - 地域創生に貢献する意欲と能力を養います。
- *それぞれの項目に対応授業科目が同じ色で示されています。

和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 履修系統図

作業療法学専攻

科目群		1年次				2年次				3年次				4年次					
		前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位		
学部共通科目	一般教育科目	人文	哲学	2	日本の文化	2													
			東洋思想論	2	文化人類学	2													
		社会	日本国憲法	2	社会と法	2													
			社会福祉学	2															
			わかやま未来学	2															
	自然	統計学	2	物理学	2														
		数学	2	生物学	1														
			化学	2															
	外国語科目	英語	1	医学英語Ⅰ	1		医学英語Ⅱ	1											
				英会話	1														
情報処理	情報処理演習Ⅰ	1	情報処理演習Ⅱ	1															
スポーツ・健康科学	体育実技Ⅰ	1	体育実技Ⅱ	1	健康と体づくり	2	健康トレーニング演習	1	バイオメカニクス	2	健康スポーツ科学演習	1							
					スポーツトレーニング学	2			トレーナー実習	1									
総合教養科目	基礎ゼミナール		1	コミュニケーション演習	1	メディカルリズム論	2	心理学	2	薬膳食養概論	2					医療経営学	2		
				伝統医療論	2														
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学	2	解剖学演習Ⅱ	1	生理学演習Ⅱ	1	生理学演習Ⅲ	1	病理学演習	1								
		解剖学演習Ⅰ	1	解剖学演習Ⅲ	1	運動発達学	2	解剖生理学実習	1										
		生理学	2	生理学演習Ⅰ	1			公衆衛生学	2										
				人間発達学	2			病理学	2										
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進					リハビリテーション医学	2	内科学	2	栄養学	2	救急措置法演習	1			老年医学	2		
						神経内科学	2	神経内科学演習	1	薬理学	1					予防医学	2		
						整理外科学	2	整理外科学演習	1	精神医学	2								
						小児科学	2			臨床検査学	1								
					画像診断学	1													
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーションの理念	2	リスクマネジメント論	2					保健医療福祉概論	2	チーム医療論	2						
											医療情報学演習	1							
											管理運営学	2							
専門科目	基礎作業療法学			運動学	2	運動学実習	1	生体活動計測・分析法演習	1			作業療法研究法演習Ⅰ	1						
				作業療法概論	1			作業療法研究の基礎	1							作業療法研究法演習Ⅱ	1		
	作業療法管理学							作業療法管理学	2										
	作業療法評価学	評価学総論	2	身体障害作業療法評価学	1			精神障害作業療法評価学	1			高次脳機能障害作業療法評価学	1						
								発達障害作業療法評価学	1			応用評価学演習	1						
	作業療法治療学			日常生活活動学	2	身体障害作業療法学総論	2	義肢装具学	2	老年期障害作業療法学総論	2	身体障害作業療法治療学各論	2			臨床作業療法学演習Ⅰ	1		
						精神障害作業療法学総論	2			発達障害作業療法学総論	2	精神障害作業療法治療学各論	2			臨床作業療法学演習Ⅱ	1		
										身体障害作業療法治療学実習	1	老年期障害作業療法治療学各論	2						
										精神障害作業療法治療学実習	1	発達障害作業療法治療学各論	2						
										老年期障害作業療法治療学実習	1	応用身体障害作業療法治療学演習	1						
									発達障害作業療法治療学実習	1	応用精神障害作業療法治療学演習	1							
地域作業療法学											生活環境学演習	1	地域とくらしの健康	2					
													地域作業療法学演習	1					
													レクリエーション演習	1					
臨床実習					臨床見学実習	2					臨床評価実習	4	総合臨床実習	16					

【履修系統図について】

- ・ 本学の開講科目がどのような分野に配置されているかがわかります。
- ・ 各科目が学年進行のどこに位置しているかがわかります。
- ・ 4年間で開講する全ての授業科目が記載されています。
- ・ 下線のある授業科目は必修科目を表します。
- ・ 科目毎のディプロマポリシーとの関係は色で示しています。

【理学療法学専攻 ディプロマポリシー】

- 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけます
 - 理学療法士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につけます。
 - 理学療法士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につけます。
 - 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養い
 - 地域創生に貢献する意欲と能力を養います。
- *それぞれの項目に対応授業科目が同じ色で示されています。

【資料12】
実習施設確保状況

和歌山保健医療学部 実習生受入可能人数一覧表【平成31年3月22日現在】

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数(名)					
			見学実習		評価実習		総合実習	
			PT	OT	PT	OT	PT	OT
1	和歌山県	岡田整形外科	4	—	3	—	2	—
2	和歌山県	介護老人保健施設アムニティかつらぎ	2	—	2	—	2	—
3	和歌山県	貴志川リハビリテーション病院	1	1	1	1	1	1
4	和歌山県	医療法人南労会紀和病院	—	0	—	0	—	2
5	和歌山県	公立那賀病院	7	3	7	3	7	3
6	和歌山県	社会医療法人博寿会山本病院	2	2	1	1	1	1
7	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	1	1	1	1	1	1
8	和歌山県	和歌山つくし医療福祉センター	1	1	1	1	1	1
9	和歌山県	社会福祉法人愛徳医療福祉センター	1	1	0	0	1	1
10	和歌山県	宇都宮病院	1	1	1	1	1	1
11	和歌山県	介護老人保健施設エスポワール	1	1	0	0	0	0
12	和歌山県	介護老人保健施設ラ・エスペランサ	0	0	2	1	0	0
13	和歌山県	介護老人保健施設和歌川苑	2	2	0	0	0	0
14	和歌山県	琴の浦リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1
15	和歌山県	角谷整形外科病院	3	1	2	1	2	1
16	和歌山県	医療法人スミヤ角谷リハビリテーション病院	10	5	10	3	7	3
17	和歌山県	医療法人愛晋会中江病院	2	1	0	1	1	1
18	和歌山県	医療法人裕紫会中谷病院	10	3	10	3	10	3
19	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	4	4	4	4	4	4
20	和歌山県	武用整形外科	4	—	0	—	0	—
21	和歌山県	医療法人曙会和歌浦中央病院	2	1	2	1	2	1
22	和歌山県	和歌山県立医科大学みらい医療推進センター サテライト診療所本町	4	2	4	2	4	2
23	和歌山県	和歌山労災病院	0	0	0	0	1	1
24	和歌山県	綿貫整形外科	1	—	1	—	1	—
25	和歌山県	介護老人保健施設天寿苑	3	—	3	—	3	—
26	和歌山県	海南医療センター	1	1	1	1	1	1
27	和歌山県	笠松病院	2	—	2	—	2	—
28	和歌山県	医療法人恵友会恵友病院	1	1	1	1	1	1
29	和歌山県	医療法人恵友会老人保健施設 恵友ライフケアセンター	1	1	1	1	1	1
30	和歌山県	竹中整形外科	2	—	2	—	2	—
31	和歌山県	辻整形外科	3	—	3	—	3	—
32	和歌山県	辻秀輝整形外科	6	—	6	—	6	—
33	和歌山県	社会法人黎明会北出病院	1	1	1	1	1	1
34	和歌山県	国保日高総合病院	8	4	6	4	6	4
35	和歌山県	白浜はまゆう病院南紀白浜温泉 リハビリテーションセンター	2	1	2	1	2	1
36	和歌山県	南紀医療福祉センター	1	2	0	2	1	2
37	和歌山県	串本有田病院	—	0	—	1	—	1
38	和歌山県	くしもと町立病院	1	1	1	1	1	1
39	和歌山県	新宮市立医療センター	0	0	0	0	1	1
40	和歌山県	那智勝浦町立温泉病院	2	2	2	2	2	2
41	和歌山県	介護老人保健施設 天竹苑	2	—	2	—	2	—
42	大阪府	葛城病院	1	1	1	1	1	1
43	大阪府	岸和田平成病院	4	4	1	1	1	1
44	大阪府	白井病院	1	1	1	1	1	1
45	大阪府	羽原病院	2	1	2	1	2	1
46	大阪府	南大阪病院	1	1	1	1	1	1
47	大阪府	医療法人吉栄会 吉川病院	0	2	0	2	1	2
48	奈良県	平成記念病院	4	3	4	3	4	3
総合計			113	58	96	50	96	54

【資料 13】

宝塚医療大学アセスメントポリシー

宝塚医療大学 学習成果の評価に関する方針 (アセスメントポリシー)

宝塚医療大学では、ディプロマ・カリキュラム・アドミSSIONの3つのポリシーに基づき、大学全体・学部・科目の3つのレベルで、それぞれ学修成果等を検証する。

1. 宝塚医療大学全体のアセスメントポリシー

学生の志望進路への就職率、免許取得率、卒業予定者アンケートなどから、宝塚医療大学全体レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、本学の現状把握、全体的な教育改革及び改善、学生支援の改善等に活用する。

2. 学部のアセスメントポリシー

資格・免許の取得状況、単位取得状況、GPAなどから、教育課程レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、学部における教育課程の改革・改善、学生支援の改善等に活用する。

3. 科目ごとのアセスメントポリシー

シラバスで示された授業科目の到達目標に対する評価や、授業評価アンケート等の結果から、各科目レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、各授業における講義の実施方法、成績評価方法等の改善、学生指導の改善等に活用する。

4. 具体的な検証方法

宝塚医療大学保健医療学部における具体的な検証方法等は、次の表のとおりである。

	入学前・入学直後	在学中 (単位認定・進級判定)	卒業時(卒業後)
	アドミSSIONポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラムポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	GPA 修得単位数 課外活動状況 退学・除籍率	卒業予定者アンケート 卒業生へのアンケート調査 学位授与数 就職率

		休学率	離職率
学部レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	GPA 修得単位数 学修行動調査 課外活動状況 資格取得者 退学・除籍率 休学率	卒業時満足度調査 卒業生へのアンケート調査 学位授与数 国家試験合格率 就職率
科目レベル	入学前課題 補充授業	成績評価 学外実習評価 授業評価アンケート 学修履歴（ポートフォリオ）	

5. 科目レベルでの具体的な評価基準等

本学保健医療学部は、医療人として備えるべき資質を定めた学位授与方針（ディプロマポリシー）に沿って、教育課程を編成している。「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし医療人たる社会的責務を自覚せしめ国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ有徳の人材を育成する」との大学の建学の精神に立脚し、学年ごとに、あるいは科目ごとに、以下の指針に則って多面的に評価する。

講義・演習科目では、知識とその応用を評価する。実技・実習科目では、技能、態度、コミュニケーション能力を評価するほか、倫理感、遵法意識も合わせて評価対象とする。

知識とその応用および技能に関しては筆記試験ならびに実技試験、総合的な能力は実習評価で評価する。

筆記試験・実技試験・実習評価は、数値化して達成度を評価する。

評価方法と合否基準の設定にあたっては、その妥当性ならびに客観性を考慮し、担当教員が定期的に見直しを行い、次年度開始時にシラバスで提示する。

医療技術者育成に関する教育における順次性を考慮し、年度ごとに進級判定あるいは卒業判定を行う。

科目合否判定や進級・卒業判定に加え、随時達成度確認を行うことで到達目標に至る道程を明らかにする。

定期試験で所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を、病気その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった場合は、追試験を行うことがある。

授業（実習等を含む）は、出席することが前提であるため出席による加算点はなく、所定の回数以上を出席しなければ評価の対象としない。

各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、

学年当初に周知する。

各科目の評価をもとにGPAを算出する。GPAは学内の奨学生選考に利用されるほか、GPAが3.0以下の学生に対しては教育指導を行い、GPAが概ねGPA1.5以下の学生に対しては、本人に対する退学勧告を行うとともに保護者との面談を行うことがある。

定期試験の問題・正答および判定基準は原則として各担当教員が1年間保管し、学生からの照会に応じる体制を整備する。

【資料 14】学校法人平成医療学園 宝塚医療大学和歌山保健医療学部(仮称)の設置に関する協定書の写し

学校法人平成医療学園 宝塚医療大学和歌山保健医療学部（仮称）の
設置に係る協定書

学校法人平成医療学園宝塚医療大学（以下、「宝塚医療大学」という。）と和歌山県は、宝塚医療大学が2020年度に予定している和歌山保健医療学部（仮称）（以下、「学部」という。）の設置に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、2者が緊密に連携し協力することにより、和歌山県内に大学の学部を設置し、もって、和歌山県の医療・福祉の充実に資することを目的とする。

（内容）

第2条 宝塚医療大学は、県内の医療・福祉の発展に寄与する優れたリハビリテーション職人材を養成するため、学部を設置する。

2 和歌山県は、学部の設置に当たり必要な支援を行う。

（有効期間）

第3条 この協定は、締結の日から発効し、2者のいずれかの申出による協議によって、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義の解決）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、2者相互に協議のうえ、解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成30年10月4日

大阪府大阪市北区豊崎7丁目7番17号

学校法人平成医療学園 理事長

岸野雅方 

和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地

和歌山県知事

仁坂吉伸 

【資料 15】

定期借地権設定契約公正証書の写し

公正証書

和歌山市八番丁 11 番地

(日本生命和歌山八番丁ビル 3 階)

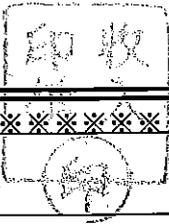
和歌山地方法務局所属

公証人 奥 川 恵 司

電 話 (073) 431-1535

(073) 422-3376

FAX (073) 428-0541



平成31年第031号

定期借地権設定契約公正証書

本職は後記当事者の囑託により次の法律行為に関し、
聴取した陳述の要旨を録取してこの証書を作成する。

本 旨

借地権設定者和歌山県（以下「甲」という。）と借
地権者学校法人平成医療学園（以下「乙」という。）
とは、平成31年1月29日、別紙物件目録に掲げる
県有財産（以下「本件土地」という。）について、以
下のとおり借地借家法（平成3年法律第90号。以下
「法」という。）第22条の規定に基づく定期借地権
（以下「本件借地権」という。）の設定契約（以下「
本契約」という。）を目的として、次の条項を内容と
する借地契約を締結する。

（借地権の設定等）

第1条 甲は、本件土地を本契約に規定する条件で乙
に賃貸し、乙はこれを賃借するものとし、本件借地
権を設定する。

2 本件借地権は賃借権とする。

3 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地



5	前2項の規定により賃料を改定するときは、甲乙協議により決定し、甲は改定通知書により改定額を乙に通知する。	
6	前項の通知があったときは、第1項の規定にかかわらず、甲の指定する日以降の本契約に規定する賃料は、当該通知額とする。	
7	前条に規定する賃貸借期間の中途において、乙の責めに帰することができない事由により本契約が解除された場合、賃料は、年365日の日割計算によるものとする。	
	(支払方法)	
第6条	乙は、甲が発行する納入通知書により、前条に規定する賃料を次に掲げるとおり納期限までに支払うものとする。なお、乙は、次に掲げる第一期に年額賃料を一括支払いすることができる。	
	(期間)	(合計金額) (納期限)
	第一期(4月～6月分)	金2,028,000円 5月1日
	第二期(7月～9月分)	金2,028,000円 8月1日
	第三期(10月～12月分)	金2,028,000円 11月1日
	第四期(1月～3月分)	金2,028,000円 2月1日

公証人役場



第9条 乙は、甲に対し、本契約締結までに、契約保証金として金40,560,000円（第5条に規定する賃料の5年分）を甲に支払う。ただし、賃料を増額又は減額したとき、その他甲において必要があると認めるときは、契約保証金を増額又は減額する。	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9 ※10 ※11 ※12 ※13 ※14 ※15 ※16 ※17 ※18 ※19 ※20
なお、和歌山県財務規則（昭和63年3月31日和歌山県規則第28号）第93条各号の規定に基づき甲から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。	
2 前項に規定する契約保証金は、第29条に規定する損害賠償の全額又はその一部とすることはできない。	
3 甲は、第1項に規定する契約保証金をもって賃料、延滞金のほか本契約から生ずる一切の損害に充当することができる。この場合、契約保証金を充当してもなお不足が生じたときは、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を支払わなければならない。	
4 本契約が終了し、乙が第31条に規定する原状回復義務を履行の上、本件土地を明渡したときは、甲	

公証人役場



は、乙に対し、乙が甲指定の書式による請求書を甲に提出した後速やかに、第1項に規定する契約保証金を返還するものとする。ただし、賃料、延滞金、その他本契約から生ずる乙の債務の未払額があるときは、甲は、その未払額を控除した残額を返還すれば足りるものとする。

また、本件土地を返還するまでは、乙の甲に対する契約保証金返還請求権は発生しないものとする。なお、乙は、契約保証金をもって賃料や延滞金等の支払いに充当することはできず、契約保証金を預託していることを理由として賃料や延滞金等の支払いを拒むことはできない。

5 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。

(瑕疵担保責任等)

第10条 甲は、別紙物件目録に掲げる本件土地については、現状有姿にて乙に引渡すこととし、乙はこれを受諾するものとする。

2 乙は、本件土地に地下埋設物が存在することを了承した上、本件土地を借り受けるものとする。



載した計画書並びに詳細な設計書及び図面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。	1
(権利譲渡等)	2
第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。	3
(1) 本件土地を転貸又は本件借地権を譲渡するとき。	4
(2) 本件借地権に担保の設定を行うとき。	5
(3) 建物等の賃借権、その他の使用収益を目的とする権利を設定又は譲渡するとき。	6
2 乙は、賃貸借期間内に第三者に本件借地権を移転させた場合には、その残存期間について、書面により承継させ、当該第三者に義務を履行させなければならない。	7
(原状回復義務の明示)	8
第14条 前条の場合において、第4条に規定する賃貸借期間の満了により、借地権が消滅したとき、又は、当該第三者が第31条に規定する原状回復義務を行うことを前条第2項の書面に明示しなければならない。	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20

(土壤汚染)

第24条 本契約において土壤汚染とは、前条で規定する管理有害物質が、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に規定する基準を超えて検出される状態をいう。

(契約解除)

第25条 甲は、国若しくは地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件土地を必要とする場合は、通知を行い本契約を解除することが出来るものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を行うことなく本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が賃料を第6条に規定する納期限から3箇月以内に支払わないとき。

(2) 乙が本契約（第6条を除く。）の条項に違反したとき。

3 甲は、前項に規定するもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を行うことなく本契約を直ちに解除することができるものとする。

又はその他本契約に関する法令等に違反したとき。

(9) その他、乙が本契約を継続し難い重大な背信行為をしたとき。

4 甲は、前各項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約保証金の帰属)

第26条 甲が、前条第2項又は第3項の規定により本契約を解除した場合は、第9条に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(違約金)

第27条 乙が、次の各号に規定する義務に違反した場合は、乙は甲に対し、甲が指定する期間内に、同号に規定する違約金を支払うものとする。なお、甲と乙は、第5条に規定する賃料の増減があったときは、義務違反当時の賃料によって違約金を積算し、精算を行うものとする。

(1) 第2条第1項若しくは第2項、第3条又は第11条第1項（増改築に係る事前承認を除く。）に規定する義務に違反したときは、賃料の3年分に



相当する額	※1
(2) 第11条第1項の増改築に係る事前承認を得る義務又は第18条から第21条までに規定する義務に違反したときは、賃料の年額に相当する額	※2
(3) 第25条第2項又は第3項(第6号及び第7号を除く。)の規定により契約が解除されたときは、賃料の年額に相当する額	※3
2 前項各号に規定する違約金は、第29条に規定する損害賠償額又はその一部とすることができない。	※4
(賃料の清算)	※5
第28条 甲は、本契約が解除された場合は、未経過期間に係る賃料を返還する。ただし、その額が千円未満のときは、この限りではない。	※6
2 甲は、本契約の解除により、乙が前条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務がある場合は、前項の規定にかかわらず返還する未経過期間に係る賃料の全部又は一部と相殺することができるものとする。	※7
3 前2項の規定により返還する未経過期間に係る賃料には利息を付さないものとする。	※8
	※9
	※10
	※11
	※12
	※13
	※14
	※15
	※16
	※17
	※18
	※19
	※20

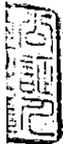
は、その賠償の責任を負わない。

3 賃貸借期間の満了又は契約解除等により本契約が終了し、乙が本件土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対し、賃貸借期間の満了日、又は契約解除の通知により指定した日の翌日から、甲へ返還するまでの日数に応じ、第5条に規定する賃料の1年分及びこれに対する県延滞金徴収条例第3条の規定により計算した延滞金（年365日の日割計算）を合計した額を損害金として支払うものとする。なお、第5条に規定する賃料の増減があったときは、義務違反当時の賃料によって清算を行うものとする。

4 乙は、本件土地の返還遅延により甲に特別の損害が生じた場合は、これを賠償しなければならない。

5 乙は甲に対し、第4条に規定する賃貸借期間の満了日の1年前までに、建物等の収去及び建物賃借人の明渡し等、本件土地の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

6 乙が第1項に規定する義務を期日から3箇月を超えて履行しない場合、甲は、自ら本件土地を原状回復することができるものとする。



7 甲は、前項の原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。

8 前項に規定する費用は、第29条に規定する損害賠償の全額又はその一部とすることができない。

9 乙は甲に対し、第1項に規定する別紙物件目録に掲げる本件土地の原状回復に際して、民法第608条に規定する費用償還、その他如何なる名目の費用（以下「費用償還等」という。）も請求できない。

（有益費等請求権の放棄）

第32条 乙は甲に対し、第4条に規定する賃貸借期間中において、本件土地又は建物等に投じた有益費、必要費及びその他の費用を発生させた場合において、民法第608条に規定する費用償還等も請求できない。

（公正証書の作成費用）

第33条 本契約の締結にかかる公正証書作成に要する費用一切は、乙が負担する。

（契約に関する公租公課の負担）

第34条 本契約の締結に要する公租公課は、乙が負担する。

山地方裁判所とする。	※ 1
(強制執行認諾)	
第38条 甲乙は、本契約に定める金銭債務の履行を怠った場合は、直ちに強制執行に服する旨陳述した。	※ 3 ※ 4 ※ 5 ※ 6 ※ 7 ※ 8 ※ 9 ※ 10 ※ 11 ※ 12 ※ 13 ※ 14 ※ 15 ※ 16 ※ 17 ※ 18 ※ 19 ※ 20 ※
本 旨 外 要 件	
和歌山市小松原通一丁目1番地	
借地権設定者(甲) 和 歌 山 県	
知事 仁 坂 吉 伸	
和歌山県紀の川市荒見921	
地方公務員	
上記代理人 狭 間 裕 司	
昭和44年1月8日生	
上記代理人は運転免許証により人違いでないことを証明させた。	
大阪府大阪市北区豊崎七丁目7番17号	
借地権者(乙) 学校法人 平成医療学園	
理事長 岸 野 雅 方	
兵庫県神崎郡福崎町八千種3633	
法人職員	
上記代理人 中 塚 克 浩	

公 証 人 役 場



昭和48年6月12日生

上記代理人は運転免許証により人違いでないことを証明させた。

上記代理人の提出した委任状は認証がないから本人の印鑑証明書によりその真正を証明させた。

上記列席者に閲覧させたところ一同これを承認し各自次に署名押印する。

狭間裕司 (印)

中塚克浩 (印)

本証書は平成31年1月29日、本職役場において法定の方式に従い作成する。よって次に署名押印する。

和歌山市八番丁11番地

和歌山地方法務局所属

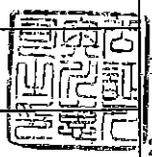
公証人 奥川恵司 (印)

この正本は、囑託人学校法人平成医療学園の請求により前同日、本職役場において原本につき作成した。

和歌山市八番丁11番地

和歌山地方法務局所属

公証人 奥川恵司 (印)



全体求積図

(縮尺=1/500、単位=m)

所在：和歌山市中之島字向芝2252、2253、2254-2

求積表

地番		2252			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n * (Y _{n+1} -Y _{n-1})	
959	-195653.580	-74641.344	-50.030	9788548.607400	
958	-195680.757	-74637.029	7.143	-1397747.647251	
957	-195682.905	-74634.201	54.756	-10714813.146180	
956	-195674.635	-74582.273	47.202	-9236234.121270	
961	-195644.937	-74586.999	-50.071	11556942.073527	
合計				-3304.233774	
合計面積				1652.1168870	
地積				1652.11 m ²	

地番		2253			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n * (Y _{n+1} -Y _{n-1})	
951	-195627.119	-74643.290	-52.108	10193737.916852	
950	-195630.263	-74645.046	1.946	-380696.491798	
959	-195653.580	-74641.344	58.047	-11357103.358260	
961	-195644.937	-74586.999	46.406	-9470388.820422	
952	-195607.612	-74592.038	-56.291	11010948.087092	
合計				-3502.666536	
合計面積				1751.332680	
地積				1751.33 m ²	

地番		2254-2			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n * (Y _{n+1} -Y _{n-1})	
K03	-195602.193	-74578.950	-21.346	4175324.411778	
952	-195607.612	-74592.038	-8.049	1574445.688988	
961	-195644.937	-74586.999	21.346	-4176236.825202	
K04	-195642.487	-74571.592	8.049	-1574726.377863	
合計				-1193.122299	
合計面積				596.5811495	
地積				596.56 m ²	

上記三筆合計地積 4000.00m²

地番		2254-1			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n * (Y _{n+1} -Y _{n-1})	
953	-195593.863	-74567.447	-44.847	8771797.973961	
K03	-195602.193	-74578.950	-14.145	2766793.019985	
K04	-195642.487	-74571.592	44.847	-8773978.614489	
954	-195636.526	-74534.103	14.145	-2767278.660270	
合計				-2666.280813	
合計面積				1333.1404065	
地積				1333.14 m ²	

